

藤沢市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり藤沢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定する。

2024年（令和6年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 指定する郵便局の名称

湘南モルフィル郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

(1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下

「法」という。）第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

(2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和7年3月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3月前までに、藤沢市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

提案理由

藤沢市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により提出する。

参 考

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 抜粋
(郵便局の指定等)

第3条

- 3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。